

20人の目が光っています 不法投棄監視員を紹介！

ごみの不法投棄は重大な犯罪です。近年は減少していますが、人目を避けて行われるため、実態の把握が難しいのが現状です。また、未然に不法投棄を防止するためにも、より多くの情報が必要で、市では、市内6地区より20人の方を不法投棄監視員に委嘱しています。不法投棄監視員は地区をパトロールしながら不法投棄や野焼きを発見・報告し、地域環境の保全につとめています。

◆廃棄物等不法投棄監視員 (順不同・敬称略)

- 今井哲夫、馬場信輔、石井三郎、京江哲志、山田治男、江口春男、沢口勝衛、倉並隆一、竹内健朗、小川一平、板倉建喜、西谷重雄、松井太平洋、工藤英俊、猪尾輝夫、八木優志、内山正、糸日谷義通、松中昌明、稲生晴時

■関地域づくり課環境対策班

☎0475(70)0386

年末年始ごみの出し方に注意を！

年末の大掃除や片付けなどで、家庭から多くのごみが排出される時期となりました。例年、市民の皆さんから、「収集後にごみが出された」、「分別されていないごみが置かれていた」といったごみ出しのルール・マナー違反に関する相談が多く寄せられます。ごみを出すときは、近所の

方の迷惑とならないよう、ごみ出しルールをしっかり守りましょう。ごみは必ず収集日の朝8時までに集積所に出してください。収集後に出されたごみは、収集できませんので、ご協力をお願いします。

■関地域づくり課環境対策班

☎0475(70)0386

協働のまちづくり通信

No.43

◆有償ボランティア「まちサポお助け隊」

「まちサポお助け隊」は住民相互に助け合う協力意識を育むことを理念に支援活動を行っています。上半期の支援実績は1,048件となり、また、協力会員も10人が新たに加わり、充実した活動を実施しています。

◆協力会員随時募集

支援できる協力会員や運営

役員、コーディネーターを募集しています。利用会員に登録し支援を希望される方も気軽に問い合わせください。
▼主な活動内容
■高齢者の生活・外出支援、子育て世帯の支援、障がい者の支援や、庭の草刈り・剪定、簡単な大工仕事、代行支援、学童支援、パソコン等の困りごと
■有償ボランティア「まちサポお助け隊」

年末年始の環境クリーンセンター業務

◆粗大ごみ戸別収集の電話受付(年内回収分)

区分	年内回収の受付締切日	年始回収の受付日
山辺	12月20日(火)	1月4日(水)
瑞穂	12月21日(水)	
白里	12月22日(木)	
増穂北・増穂南	12月19日(月)	
大網	12月20日(火)	

※受付締切日の翌日以降の場合は、1月4日(水)以降の回収となります
※回収日の申込件数が50件以上になった場合は、1月4日(水)以降の回収となります
※年末は、12月28日(水)まで受け付けます
▶粗大ごみ申込先=東金市外三市町環境クリーンセンター
☎0475(50)5301

◆自己搬入(個人搬入は年末12月28日(水)まで、年始は1月6日(金)から)

例年、年末年始は環境クリーンセンターに自己搬入する車両が増加し、クリーンセンター内が渋滞してしまい、市町のごみ収集車の運行に支障をきたしています。円滑な業務を推進するため、自己搬入は12月28日(水)までとなりますのでご協力をお願いします。



また、年末は混雑が予想されますので、自己搬入はお早めをお願いします。
■関東金市外三市町環境クリーンセンター
☎0475(55)9141

大網白里市家庭ごみの出し方(平成29年度版)に 有料広告を掲載してみませんか

平成29年度発行分の冊子「家庭ごみの出し方」に広告を掲載するにあたり、広告主を募集します。

- ▶広告の規格等
- 広告内容は、各企業・事業者の宣伝に関するものとします。
- 広告の掲載位置は、最終ページ下段とします。
- 広告の印刷色は、黒1色とします。
- 広告規格、発行予定部数および掲載金額は次のとおりとします。
大きさ=縦4.0cm×横6.0cm
募集枠=4枠
発行予定部数=23,000部 ※日本語版に掲載
掲載金額=23,000円(1枠当たり)
- 申込多数の場合は、抽選とし、抽選順位で順に掲載します。
- 広告枠は、1事業者につき1枠とします。ただし、応募数が掲載枠に満たない場合は、複数の掲載枠を使用できるものとします。

- ▶募集期限=12月22日(木)まで(土)・(日)を除く)
- ▶募集対象者=市内に事業所、店舗等を有する事業者
- ▶募集方法=「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、「広告記載(案)※デザインがわかるもの」を添えて、地域づくり課に提出(郵送では受け付けできません)
※広告掲載申込書は地域づくり課窓口または市ホームページから入手できます。詳細は大網白里市有料広告掲載要綱等をご確認ください。

■関地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386

浄化槽の設置と維持管理

- ▼浄化槽を設置する前に別表の届出が必要
- ▼設置工事は専門の業者に頼みましょう
- ▼千葉県に登録または届出を行った専門の業者に設置工事を頼みましょう。
- ▼悪臭や水質汚濁を防ぎ、快適な周辺環境を維持するため次の取り組みをお願いします

- ①法令に基づく保守点検が必ず必要
- ②法令に基づく定期的な清掃が必要
- 千葉県に登録した専門の業者に保守点検を頼みましょう
- 保守点検後作成された報告書(保守点検記録票)は3年間保存しなければなりません

- ③法定検査が必要
- 清掃の記録も3年間保存しなければなりません。
- 法定検査が必要
- 浄化槽の設置工事や保守点検および清掃が適正に行われているか、県の指定検査機関(公社)千葉県浄化槽検査センターが検査します。
- 使用開始後3か月〜8か月の間、その後、毎年1回浄化槽法に基づく検査を受けなければなりません。

- 各書類の提出先
山武地域振興事務所
☎0475(55)3862
- 補助金の申請
市地域づくり課
☎0475(70)0386
- 設置工事に関すること
(一社)千葉県浄化槽協会
☎043(246)2355
- 保守点検・清掃に関すること
(二社)千葉県環境保全センター
☎043(245)4222
- 法定検査申込先
(公社)千葉県浄化槽検査センター
☎043(246)6283
- 詳細は問い合わせください。
■関地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386
- 人槽算定の相談
山武土木事務所建築宅地課
☎0475(54)1133

<別表>

届出の種類	提出時期等
浄化槽設置(建築確認を伴う)	建築確認審査機関等へ提出する書類に含まれています。
浄化槽設置(建築確認を伴わない)	着工予定日の12日以上前に設置届等を提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に提出。郵送可
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に提出。郵送可
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に提出。郵送可

※補助金については、必ず事前に問い合わせください

こちらは消費生活センターです!

電力の小売全面自由化がスタートしています!

4月1日に電力の小売が全面的に自由化され、既存の電力会社だけでなく、業種を問わず様々な事業者から電気を購入することができるようになってから半年以上経過しました。そこで、消費生活センターに寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

〈事例1〉訪問販売で「電力自由化で電気料金が上がるから」と勧誘されて高額な太陽光発電システムの取り付け契約をしてしまったが、やっぱりやめたい。
〈アドバイス〉便乗商法にご注意ください。電力小売全面自由化では、原則新たな機器を購入する必要はありません。

〈事例2〉電気代のことで確認したいと電話があり、聞かれるままに現在の契約内容を答えてしまった。その後、それが現在契約中の電力会社からの電話ではないことに気が付いて心配になった。

〈アドバイス〉お客様番号や供給地点特定番号など、検針票に記載されている情報は、電気の供給者変更(契約切替)の際の本人確認に利用されることがある情報です。このため、取り扱いには十分注意しましょう。

- ▶電力小売自由化、どう選べばいい?確認事項!
- 小売電気事業者が経済産業省に登録された事業者か(社名や連絡先を確認)。
- いつから電気を供給するのか。

- 契約期間、契約期間満了後の契約更新手続きの方法、解約手数料はどうか。
- 毎月の電気料金はいくらか、どうやって算定するのか。
- 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はどうか。
- 電気料金の割引がある場合には、割引の対象期間はいつまでか。など

▶訪問販売、電話勧誘販売で電気の供給契約をした場合は、クーリング・オフが適用されます。正しく知って、よく検討!まずはしっかりチェックしましょう。あわてて契約する必要はありません!

◎電力・ガス取引監視等委員会相談窓口
☎03(3501)5725

◎経済産業省資源エネルギー庁専用ダイヤル
☎0570(028)555

※参考 国民生活センター、電力・ガス取引監視等委員会ホームページ

〈市消費生活センター〉
▶相談日時=祝日、年末年始を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時~12時、13時~15時

▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=☎0475(70)0344

■関地域づくり課市民協働推進班
☎0475(70)0342